

無線従事者規則の一部改正に係る省令案等に対する意見

意 見	総務省の考え方
<p>■改正案に賛成【社団法人日本アマチュア無線連盟、個人 26 件】 (主な理由)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 改正案に賛成、資格取得の容易化が図られ、活性化が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アマチュア無線技士国家試験に係る試験科目（モールス電信）の見直しにかかる無線従事者規則の一部を改正する省令案等に賛成いたします。</li> </ul> <p>理由： アマチュア無線は、135kHz から始まり 250GHz までの周波数を用いて、日夜、無線電信、無線電話、テレビジョン、データ通信など様々な形態での電波利用が行われていますものの、アマチュア無線を行う者の全員がモールス符号による無線電信を実施しているものではありません。これまでは、第 1 級及び第 2 級アマチュア無線技士のいわゆる上級資格の国家試験にはモールス電信による電気通信術の試験科目が課されており、モールス符号による無線電信を希望していない者にとっては上級資格取得の際の最大の障壁となっておりました。このような状況から、去る 2 月 10 日付けの報道発表によるアマチュア無線技士国家試験に係る試験科目（電気通信術（モールス電信））の見直しに係る無線従事者規則の一部を改正する省令案等は、第 1 級及び第 2 級アマチュア無線技士資格を取得しようとしている者にとって最大の難関であった電気通信術（モールス電信）の試験科目を無くし資格取得の容易化を図るものであり、当連盟は今般の案に賛成いたします。今般の措置により、第 1</p>	<p>○ 賛成のご意見として承ります。</p>

級及び第 2 級アマチュア無線技士資格取得者が増加し、アマチュア無線界の活性化が図れるものと確信しております。

- ・ 2月16日付けの報道発表がなされた無線従事者規則の一部を改正する省令案等は、第一級及び第二級のアマチュア無線技士資格取得の容易化を図るものであり、原案に賛成いたします。これにより、アマチュア無線の活性化に繋がるものと期待しております。
- ・ 高校生等、若年者に第二級アマチュア無線技士が手に届く資格とするためには、モールス符号の理解度確認が法規科目の中に含まれることを賛成します。
- ・ 私は、25年ほどアマチュア無線を趣味として、楽しんでいる者でございます。今回の見直し案は、賛成です。
- ・ 1級、2級のアマチュア無線の実技試験は大変難しく、僕は、現在3級アマチュア無線技士ですが、1級、2級のアマチュア技士は僕の夢がかなえられるよう1級、2級の実技の廃止をどうかよろしくお願いします。100%廃止に賛成です。
- ・ 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）の一部を改正する省令案を拝見しました。モールス通信が消えた事は私としては大変喜ばしく思っております。
- ・ 全面的に総務省提示案を支持します。  
早期の改正、施行を期待いたします。

○ 電信の要件緩和は世界的流れであるため、賛成。

- ・ 先般の意見聴取結果発表も見ましたが、世界の動静推移にも鑑み、今回の改正案

に賛同いたします。

- ・ 本改正案に賛成である。電信の要件緩和は世界的な流れであり、賛成する。

○ モールス通信技能の必要性は少なくなっている。

- ・ 私は本改正案に賛成です。アマチュア無線技士のモールス通信技能は過去、業務無線通信が短波帯のモールス電信が主体であった時代、業務通信への混信等が発生し業務無線局側からアマチュア局に対して、電波発射の停止を求めるような必要がある場合、モールス通信技能が無いと困るという理由から、短波帯を利用するアマチュア局に対して、モールス通信技能が求められていたと思われます。

昨今の業務通信から短波帯のモールス電信が姿を消して来ている状況下で、過去のようなモールス通信技能の必要性が少なくなっていることから、改正案の内容で問題無いと考えます。アマチュア無線の通信形態も多様化しており、モールス通信はその中のごく一部を占める形になり、興味が向く方は、自己訓練、自己研鑽でモールス通信技能を身につければよいと考えます。

アマチュア無線の世界では、モールス電信の有意性は、簡単な設備で遠距離通信が可能という特性から、充分認識されていて、自己訓練、自己研鑽の形で受け継がれて行くと考えます。

■賛成意見のうち、要望等に関する内容

○ 施行の期日について

- ・ 施行期日：平成23年6月1日が適当と考えます。  
理由：平成23年8月期の一アマ及び二アマの国家試験に間に合わせるため。  
この場合の想定スケジュール3月18日 意見募集の締め切り4月上中旬  
意見の整理→結果の公表5月連休明け 改正内容の公布6月1日 改正内容の施行→国家試験申請の受付開始6月20日 国家試験申請の受付締め切り8月27～28日 国家試験の執行
- ・ 是非、8月期の国家試験に間に合う様に早く省令等を改正していただきたい。

○ 科目免除の特例について

- ・ 今回の改正で、電気通信術（モールス電信）が廃止されその代わりに法規で出題されるみたいですが、モールス電信は運用規則に記載されており、法規で出題されても問題はないと思いますが、現在の試験ではまだ廃止とはなっていない上に、科目合格されている方も多数いると思います。  
今の案でいくと実質8月の試験で万一科目合格した場合、次の試験から免除する所より何も出来なくなる上に意味も無くなるように思います。  
電気通信術の科目合格については、3年間の免除が許されているので廃止後の措置として、1・2アマの通信術に合格した者は、まだ免除期間がある者だけ特例で

- 施行期日は、国家試験の実施者及び受験者等の準備期間を考慮し、周知に要する相当の期間として概ね6ヶ月としていることから、平成23年10月1日を施行予定日としています。

- 「法規」の試験においては、モールス符号の受信能力に必要な基礎的知識に加えて無線局運用規則等の知識も出題範囲となることから、従来の電気通信術の科目合格者を一律に「法規」の試験科目の一部合格者として免除対象にすることは困難と考えております。

<p>法規の出題されるモールス電信の部分のみ免除を認めてもらえませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2アマと3総通の免許所有者には、1アマ受験時に法規のみ免除を改めて認めてもらえませんか？（出題内容とかあまり変わっている所がないし、範囲も同一となってしまうから） 但し、工学は今まで通りで出題されるみたいなのでそれはいいと思いますが、今後の受験者の負担軽減並びにアマチュア界での活性化する為にも何卒ご検討されます事をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法規の出題範囲が同一であったとしても資格毎にそのレベルは異なっており、第二級アマチュア無線技士と第三級総合通信士の免許を所有していたとしても第一級アマチュア無線技士の受験時に科目免除を認めることは困難と考えております。 今後の資格区分のあり方等の検討の際の参考とさせていただきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の意見募集の範囲外の要望について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件に関連する意見として、欧州のCEPT加盟国等に免許の要件を合致させ相互運用協定を幅広く結ばれることを望む。アマチュア無線を通じ、世界各国の人々との交流促進は自由貿易を広め、国益にかなう。</li> <li>・ 「法規の試験においてモールス符号の理解度を確認する」については、その「理解度を確認する」問題が不正解であっても合否には影響することがない場合が有り得るので、わざわざ実施する必要性があるとは思えません。</li> <li>・ モールス通信に関する事は、アマチュアに限って言えば、もはや、筆記試験にすら、いらぬ気がします。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相互運用協定に関するご意見は、今後の業務の検討の際の参考とさせていただきます。</li> <li>○ 第三級アマチュア無線技士以上の資格の国家試験を受験される方は最低限モールス符号の知識が必要であると考えています。</li> <li>○ 第三級アマチュア無線技士以上の資格がモールス電信の操作が可能な資格である以上、モールス電信に関する基礎的知識を確認する必要性があると判断しています。</li> </ul>

- ・ 今回の改正案に直接関係するかどうかはわかりませんが、アマチュア無線技士の国家試験から電気通信術の実技試験が廃止されるのであれば、陸上無線技士のアマチュア局における操作範囲の見直しを行う必要があると思います。

具体的には現状では第四級アマチュア無線技士の操作範囲とされているものを第一級アマチュア無線技士の操作範囲に変更が必要ではないか、と感じます。

- ・ 養成課程の講師となりうる第一級アマチュア無線技士については、モールス電信を含むすべてのモードの理解が必要だと考えます。特に特殊技能である電気通信術のお手本を実地で示す場面(特に遭難通信や非常通信など)を考慮すると、第一級アマチュア無線技士には最低限の技能試験、すなわち電気通信術の試験が必須であると思われます。

- ・ アマチュア無線は技師であり、通信する事が目的ではなく、個人の電波技術の知識、技術向上のための趣味だと思っています。通信が目的の無線は簡易業務であり、CB、パーソナル無線です。”通信”は電波を使う関係上、存在するひとつの行為で、目的ではない様な気がします。つまり、一分、一秒でもひとつの周波数を独占する”通信”は本来、違法行為であり、まして免許で規定するのは、違法行為を国が認めていたようなものです。話す内容は極端な話、コールサイン、感度、程度で発行してる人は QSL カードの交換の有無程度にとどめるべきものです。また、パワー（出

- 陸上無線技術士と第二級アマチュア無線技士以上の資格では、求める知識レベルが異なり、法規に関しては第二級アマチュア無線技士以上の方が広いため、操作範囲の考え方は従前と変わることはありません。

- 第三級アマチュア無線技士以上の資格がモールス電信の操作が可能な資格である以上、モールス電信に関する基礎的知識を確認する必要性があると判断しています。

そのため、今回第一級及び第二級アマチュア無線技士の国家試験においても第三級アマチュア無線技士と同様に「法規」の試験科目の中で確認することが適当であると考えています。

また、モールス電信を取り巻く世界的な状況変化に鑑みれば、第一級アマチュア無線技士の国家試験において、実技試験を行い、技能を確認する必要性はないと考えます。

- 今回の意見募集の範囲外の要望内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。

力)の見直しも同時に進めなければいけない課題かもしれません。

最近の民生電子機器は低電圧化で、外部からの妨害に弱いかもしれません。むしろモールスなどよりこっちの方が先でしょう。検査を民間に検査を任せるのもどうか?と思う。極端にDXを狙うあまり、マンションなどでもHF帯でKWを認可される様ですが、ストーブ類の着火などで家事になったりする危険を考えなければなりません。国道沿いにある私のマンション(団地)でもボヤになった事がありました。押入れに入れておいたストーブが着火したそうです。私が思うに国道沿いを走るハイパワーCBの影響だと思っていますが、この様に証拠が残らない、場合によっては2度と再現しない様な現象を見越していただきたいと思っています。

また、今回の意見募集とは趣旨が違いますが、バンド区分の見直しも必須課題かもしれません。

余談 QSL カードの事ですが、郵便業務の一つとして、この手のカードの配達業務を少し有料で事業化できないか?と思う。いくら払うことで、ある一定数までは配達する様なサービスです。若い人など金銭的に余裕のない人もカードがもらえるように、受け取るのはタダになれば理想かな。(出さない相手に発行するか?は契約者次第)

また、コールサインで、相手に QSL カードが届くようになればと思う(住所は郵便会社が管理) 信書ではないので、書式などが決まってくると思うが・・・

■改正案に反対【個人8件】

(主な理由)

- 国家試験から電気通信術を廃止することに反対。
  - ・ 3アマ以上のモールス電信（和文、欧文）見直し反対。  
最近は上級資格に対して、甘過ぎます。3アマにしてもわずか2日と聞いてますが、国家試験の格が下がります。アマチュア無線の原点はトンツーと思っています。なにかJARLの会員の増えるのだけでやっている様な気がします。あくまでも趣味の世界です。もう少し音と実技に力入れて欲しいです。
  - ・ アマチュア無線の試験から電信を廃止に反対します。
  - ・ なぜ雑誌等に周知しないのか 多くの方はネット環境ない方が6割以上います
  - ・ 集約された意見には賛成のコメントがされているが反対はコメント無いがおかしい
  - ・ 廃止ありきのパブコメではやっただけであり認めるわけにはいきません反対意見が多いはずで 隠蔽されている。
  - ・ 官僚が夢を奪うのか、絶対CW試験廃止を反対。元に戻すべきである。試験廃止で誰が得するか。天下りの試験やっている団体であり、そんなこと容認できない。
  - ・ アマチュア無線から夢をなくすのか。
  - ・ 雑誌等の広報無いです。でたときはもうパブコメ終わってました。無線している方の半分以上はPC環境無いです。そんなことわかっているのか。絶対反対です。
  - ・ 上級のアマチュア無線の試験からCW廃止を反対します。

- 通信技術の進展に伴う、データ通信や、衛星通信、テレビジョン等の多様化する通信方式の利用に併せて、欧米主要国と同様、電気通信術（モールス電信）の試験を廃止するものであり、実技試験を廃止し、欧州と同様、「法規」の試験により知識の確認を図ることとします。
- 本件に係るパブリックコメントの手続きについては、法令に則り適正に実施しており、反対コメントについても掲載しています。



- ・ 今後アマチュア無線技師の国家試験から電気通信術を廃することには全く反対であります。プロの通信士の世界においては、実際電信での通信はほぼ行われておらず、一方アマチュア無線において電信は極めてポピュラーな電波型式であります。
  - それにも拘らず、プロの通信士の国家試験には各種実技試験が実施されており、一方アマチュア無線に置いては、和文、送信術を廃止、更には実際の電信による通信は不可と思われる 25 字／分の受信のみと変更されてきております。
  - アマチュア無線局の空中線電力の上限が 1 KW となり、極めて易しい試験制度による第 1 級アマチュア無線技師が増加するに連れて、強力な電波を出しているながら相手の打っていることを理解できない、訳も分からずに呼出を続ける等による混乱が異常に増えているのが現実であります。
  - 又、電信符号解読器を使用して、高速の符号受信にも対応できるという意見もありますが、実際は混信やフェージング等により、正しく解読されないことも少なくありません。
  - 又、個人的興味と自己訓練をモットーとするアマチュア無線においては、安易に上級資格を取得することは、全く主旨に反するものと考えます。
  - 私としては、現行のままと言うよりは、以前の和文、欧文の送信と受信を課す制度に戻すべきと考えて降ります。

- 通信技術の進展に伴う、データ通信や、衛星通信、テレビジョン等の多様化する通信方式の利用に併せて、欧米主要国と同様、電気通信術（モールス電信）の試験を廃止するものであり、実技試験を廃止し、欧州と同様、「法規」の試験により知識の確認を図ることとします。

- 運用のモラル・マナーの低下につながる。
  - ・ 簡易な試験によって窓口が広がるのは良いのですが、それと同時に公共の物である電波の有効的な利用、予測可能なマナーやモラルの低下に対するある程度の準備も必要ではないかと感じています。

- モラルやマナーを守るためにも、アマチュア局の運用は、電波法令を遵守することが必要と考えております。無線局の運用については、無線局運用規則に規定されており、「法規」の試験により、確認を図ることとします。

■その他の意見【個人4件】

○ 法規におけるモールス理解度の確認が必要。

- ・ モールス問題の得点数が15点未満の場合は、「法規」の試験を不合格とする。

<補足説明>

『変更案』で増加する5問(25問→30問)が全てモールスの問題(1問5点)になると仮定した場合、3問以上の正解が必要。たとえモールス以外の問題で105点以上の得点でも、モールス問題で最低得点に達しなければ「法規」を合格としない。(モールス問題の最低得点制導入)

<主な理由>

「法規」の合格基準が『変更案』の105/150点だけでは、仮にモールス問題を全て落としても合格できてしまう。

この場合、モールス符号の理解度が不足しているにも関わらず無線局免許状に「A1A」が堂々と許可されてしまう。(第三級試験にも同じことが言えるので、第三級にも最低得点制を適用する。)

- ・ モールスの理解度を確認する法規における試験方法はザル法に過ぎない。(その設問をほとんど理解していなくても他の設問が合格点に達してさえいれば免許が与えられてしまう。例として現3アマ)

○ 3アマと4アマの資格区別に矛盾は無いのか。

○ 「法規」については、法令全体の知識の確認を行っているものであり、モールス符号の知識は、法令全体を構成する要素の一つであるため、この得点をもって採点基準とすることにはなじまないものと考えております。

○ 旧電信級アマチュア無線技士と現第三級アマチュア無線技

- ・ 国際法規も知らない電信級が3アマに格上げされた（平成になって） この差が電気通信術の実技試験の有無にしか過ぎないのだから、国際電気通信条約から電気通信術の必須要件もなくなった今になってなぜ旧電信級（現3アマ）と、旧電話級（現4アマ）との区別が、ずっと続いているのか。

それらの「区別」もなくせるような「相当の理由」があれば、国際的な通信も十分に可能である第一級、第二級の試験からも電気通信術の試験が削除されても矛盾点は生じない。

しかしながら、そのような理由が全く提示されていない。（過去の電信級の操作範囲からも考慮して）

筆記試験程度でA1Aを許可するくらいなら、国際法規の試験なし・10W限定だった電信級時代からも最初から筆記試験のみにしなかった理由は何故か。

欧米人と比べて国際通信のスキルが、全般的に日本人は劣る。

そのため、国際的な10MHz、14MHzという周波数でも大電力を出せる第一級、第二級において欧米の資格試験制度と一緒に考えるのは、無理があるのではないか。

電気通信術の実技試験を削除するのであれば、簡単な英会話の実技試験程度は課さないと国際的な周波数においても、今まで以上に無秩序な電波を撒き散らすことにもなりかねない。

総務省の考えとしては「知識に基づく技能は、アマチュアの本旨である自己訓練により培われるものと考えます。」とのことであるが、それならば資格試験の存在自体が無意味なものになってしまうのではないか。以上の件を踏まえ、明確な理由、それぞれ矛盾点のない見解を提示されてから改正案については慎重に考えていただきますよう、お願い申し上げます。

士に関しましては、その時代における国民の皆様方からの社会的要請等に基づいて、過去数度にわたる改正を行いました結果、現在の操作範囲となっております。

- ・ 我が国においては、本来実技試験なしで A1A の運用を認めること自体が特例であり、地方総合通信局長の判断における免許（3アマ）の操作範囲程度であればそれも許される時代となったのかも知れませんが、それならば4アマの操作範囲にも A1A を加えなければ資格制度に矛盾が生じてしまいます。

何故、過去には「電信級」アマチュア無線技士 いう、A1 モードで運用するためだけに必要な資格として、電話級（現4アマ）の 10W と同じ操作しか認められなかった頃にも「モールス通信による通信操作の免許を下ろす必須条件として」電気通信術の実技試験を課していたのでしょうか。

当時（郵政省）の見解では、10W では海外通信が困難という理由で、国際法規の設問すらもなく電信級という資格制度があったので、これについては国際電気通信条約における電気通信術の必須要件の有無とは全く無関係に、モールス通信における通信操作の免許を許可するために我が国においては「電信級の資格に電気通信術の試験があったもの」と理解しています。

それらを鑑みて、いくらモールス符号による通信操作の重要性が薄れてきた昨今とは言え、総務大臣発行免許でもあり大電力を扱える 1、2アマという責任の大きい高度な資格においては 10MHz 帯、14MHz 帯という国際的な周波数での運用も可能でありますし、欧米人とは違い日本人に多い英語の不得手、これ以上世界にも迷惑をかけないためにも、もし電気通信術の実技試験を削除するのであれば、簡単な英会話の試験程度は課しないと、国際的な周波数においても、今まで以上に無秩序な電波を撒き散らすことにもなりかねません。

- 国際的交流手段（英会話）が不得手なので、モールス符号の実技試験を残してほし

い。

- ・ もともと「英語圏である欧米が」電気通信術の試験を撤廃したのと、一緒くたに我が国の資格制度を考えるのは、無理があるものと思われま

す。  
なお、法規による筆記でのモールス符号の知識確認程度では、モールス試験が「無いものと」同じようなものであり、現に3アマなどは、その設問をほとんど理解できていなくても他の設問が合格点に達してさえいれば免許が与えられてしまうという、いわゆる形式上のものにしか過ぎないものとなってしまっています。

しかし今になって、以前の(本来の)資格試験制度に戻せとは言いませんが、10MHz帯、14MHz帯の運用も可能であり大電力が許可される1、2アマにおいては国際的な交流が不得手な傾向にある我が国においては従来の電信級試験(1分間25文字の「1分間」の音響受信)程度に実技試験を緩和するのが限界ではないでしょうか。

以上、改正につきましては慎重に考えていただきますよう、お願い申し上げます。

- ・ 標記の件について一言申し上げたいと思います。結論からいえば、1、2アマチュア無線技士の試験からモールス電信の聞き取りの実技試験を廃止しないでください。その理由としては安易に上級資格を取りやすくすると、違法な高出力の無線局が出てくるのを助長します。アマ無線に許されていない1kWを超えた出力の違法局の存在も仄聞します。CWは現在もこれから将来も有力な海外とのQSOの手段です。国家試験にモールス電信の聞き取りの実技試験があるから、CWの聞き取り能力も送信技術も向上するからです。ただ現在の英語の平文の試験問題は実際のQSOにはあまり役に立たないように思われますから、実際のQSOに近い問題にしたほうがよいと思います。昔のモールス電信の聞き取りの実技試験は速度も速く、1アマには和文もあったのですが、現在は欧文だけで速度も遅く、そう受験者の負担になるとは思

- 国際的な交流手段としての能力は、アマチュア無線の本旨である自己訓練、自己研鑽によって培われるものと考えており、国の行う試験としては、実技試験を廃止し、必要最低限のレベルの確認として、「法規」の試験による知識の確認を図ることとします。

<p>われません。以上の理由から 1、2 アマチュア無線技士の試験からモールス電信の聞き取りの実技試験を廃止しないで下さい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省の考えが、「第 3 級アマチュア無線技士以上の資格がモールス電信の操作が可能な資格である以上、モールス電信に関する基礎的知識を「法規」の科目の中で確認する必要性は、今後も継続してあると判断しています。とのことであるが、モールス以外の全電波形式を扱える第四級においても RTTY 等の知識がなくてもモールス以外全てが許可されるのは矛盾していないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ RTTY 等の知識は、無線工学で学習すべきものと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先日第 2 級アマチュア無線技士を取得しました。今後 1 級も取得するつもりでしたが、試験制度が変わるとのこと、従来であれば 1 級の受験時には電気通信術は免除となりますが、試験制度の変更に伴いどのような受験形態になるのかが解りませんでした。        また電信級、もしくは平成 17 年以前に 3 級を取得した無線従事者については再び受験しなければならないでしょうか？書面での電気通信術でも構いませんが、工学・法規とは分けた試験とした方が試験制度上でも混乱ないのではないかと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「法規」の試験においては、モールス符号の受信能力に必要な基礎的知識に加えて無線局運用規則等の知識も出題の範囲となることから、従来の電気通信術の科目合格者を一律に法規の試験科目の一部合格者として免除対象にすることは困難なため、新たに第一級アマチュア無線技士の資格を取得するためには無線工学及び法規の試験科目を受験していただくこととなります。        また、電信級若しくは平成 17 年以前の第三級アマチュア無線技士以上の有資格者は、第一級及び第二級アマチュア無線技士の試験科目のうち、電気通信術が免除となっていますが、今後は、法規の科目を受験していただくこととなります。</li> </ul>